平成３０年（フ）第１０１号
兵庫県尼崎市西長洲町１丁目８番19号
債務者　石井　建一
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２１０号
奈良県宇陀市榛原榛見が丘１丁目３番地の11　アーバヒルＪ
債務者　三宅　淳子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第６号
島根県浜田市浅井町270番地１（３）
債務者　伊達ヨシ子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成３０年（フ）第１５号
広島県三原市中之町１丁目６番５号　百年荘３号
債務者　西内智恵美
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第１２号
山口県下関市幸町19番５号、前住所福岡県北九州市八幡西区小鷺田町８番７―205号
債務者　椙本　佳那（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第１６号
山口県下関市王司本町１丁目14番14号
債務者　杉野　寛幸
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第１７号
山口県下関市新垢田西町３丁目１番Ｋ―304号　県営住宅
債務者　岡本浩二こと　裵　　浩二
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２５１号
徳島県阿波市吉野町西条字東須賀140番地３
債務者　野上　龍一
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１７号
徳島県徳島市鷹匠町４丁目24番地　ププレ21　102
債務者　吉村　昌子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２８号
大分市顕徳町１丁目２番19号
債務者　釋迦郡利夫
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３９号
宮崎市江平中町３番地１　竹尾ビル301号
債務者　田中　孝彦
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２７号
宮崎県都城市蓑原町2344番地５
債務者　馬場　麻美
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第２９号
宮崎県都城市蓑原町1841番地１　ひかりタウンＧ棟
債務者　小林　竜也
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第３９号
鹿児島県鹿児島市坂之上３丁目11番25号　山下アパート１Ｆ
債務者　畠中　弘恵
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第６７号
鹿児島県鹿児島市真砂町74番４号　丸進ビル302号
債務者　田中　伸幸
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第４号
鹿児島県姶良市加治木町木田1338番地３　レジェンドＮａｇａｔａ101号
債務者　堀　　佑輔
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
鹿児島県霧島市国分姫城南10番10号
債務者　今西剣志朗
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係